

令和7年3月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年3月11日（月）午前9時30分～

開催場所 橋本市文化会館 3階 第1研修室

出席委員

（農業委員）

1番	石井 政英	○	2番	田中 里美	○	3番	平田 敬二	○
4番	林 義文	○	5番	米坂 佳久	○	6番	大西 敏夫	○
7番	窪田 裕	○	8番	藤田 和久	◎	9番	織田 利治	◎
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	×
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	×
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

- 議 案
- 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
相対（17件）、中間管理事業（15件）
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（8件）
 - 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（9件）
 - 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
 - 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）
 - 議案第6号 非農地証明願いについて（1件）

報 告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（1件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 7 年 3 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。

議席番号 8 番 藤田 和久 委員

議席番号 9 番 織田 利治 委員を指名します。

書記には、事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 6 件、
報告 1 件です。議案第 1 号「農地利用集積計画 (案) の決定につ
いて」を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

平田委員 提出番号 16 番について、期間が 9 ヶ月と短いですが理由があ
れば教えてください。

事務局 譲渡し人、譲受人は合意の上で期間を 9 ヶ月で申請されていま
す。それ以上の理由は把握していません。

米坂委員 譲渡し人、譲受人に何回も電話しましたが、どちらも連絡でき
ませんでした。

池田委員 固定電話は中々出してもらえないので、事務局と相談して携帯電
話の番号を今後は共有したいと思います。

議長 他にご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りし
ます。

議案第 1 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 1 番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31
条「議事参与の制限」に該当するため関係委員は一時退席の上、
審議、採決し、その後、その他の案件について一括審議、一括採
決します。

まず、1 番の案件について審議、採決を行いますので議長の私と大

矢委員は一時退席し、議長は廣田職務代理にお願いします。

事務局 ●提出番号 1 番
 該当申請地は、管理人の家から近い農地であり、特に問題ありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない
 (廣田職務代理) ようなのでお諮りします。1 番の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 審議が終了しましたので、大矢委員、池田委員は入室してくだ
 (廣田職務代理) さい。大矢委員、池田委員、原案の通り採決しました。

議長 2 番から 8 番の案件を審議します。ご意見ご質問等ありません
 か。ないようですので、お諮りします。2 番から 8 番の案件につ
 いて、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 3 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

織田委員 ●提出番号 1 番
 譲渡人は高齢で後継者もなく維持管理に苦慮していたところ、
 同じ地区の譲受け人が購入されます。譲受人は 40 代と若くやる
 気があり、問題はないと思います。

藤田委員 ●提出番号 2 番
 農地の維持管理に苦慮していた譲渡人の農地は、譲受人の農地
 と近隣にあることから、購入されるそうです。特に問題はありません。

事務局 ●提出番号 3 番
 譲渡人は遠方に居住しており、農地の維持管理に苦慮していま
 した。該当地に居住している譲受人が新規就農で野菜を作ります。
 特に問題はありません。

池田委員 ●提出番号 4 番
 譲渡人と譲受人は親戚です。規模縮小したい譲渡人から隣地に
 農地を所有する譲受人が購入されます。問題はありません。

林委員 ●提出番号 5 番・6 番
 提出番号 5 番
 譲受人が、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、該当の
 農地を購入されます。譲受人は譲渡し人の娘です。取得後は畑と

して利用されるそうです。何も問題はありません。

提出番号 6 番

譲渡人は遠方に居住しており、農地の維持管理に苦慮していたところ、該当地に居住している譲受人が購入されました。西岡行政書士に確認しましたが、何も問題はないと思います。

米坂委員 ●提出番号 7 番・8 番・9 番

提出番号 7 番

譲渡人はご主人が逝去され、農地の維持管理に苦慮していたところ、譲受人にお譲りしたと聞いています。北垣議員に現地確認していただきました。何も問題ないと判断しました。

提出番号 8 番

譲渡人は農地を貸していたが、病気になったため今後、農地の維持管理が困難となった。購入を申し出たが断られたため、別の方に購入いただけたと聞いています。問題はないと判断しました。

提出番号 9 番

該当地の譲受人は水利組合理事長から苦言として、草刈りをしない、付近の道路に物や車を放置している等で、ため池の掃除をする際に大変邪魔になっているとのこと。農業委員及び農業委員会事務局から嚴重注意し、現況の回復を確約されていることから、問題ないものと判断しました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 3 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

窪田委員 当該人は上兵庫に居住し、通いながら農業をされています。隣接地の所有者には農地を取得した際に、家を建てるかもしれないことは伝えてあるとのこと。一人暮らしで現在、入院中とのこと。ここには戻れないかもしれません。当該人は農業も含めて前向きに取り組んでいます。関係方と調整して同意を得られています。特に問題ないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 4 号について本件を承諾するこ

とにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請にていて)

事務局 議案第 5 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

廣田委員 ●提出番号 1 番・2 番 3 番

山本治夫 提出番号 1 番・2 番

委員 1 筆は雑草に覆われている状態です。もう 1 筆は肥培管理されており、青空駐車場にするにはもったいない農地です。該当地に土地改良区はなく、地元水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は 3 筆あり、すべての土地所有者から同意を得ています。問題はありません。

提出番号 3 番

該当の農地は面積 (2 筆合わせて 30 m²) が狭く、耕作できるような農地ではありません。問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 5 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 6 号農 非農地証明願いについて)

事務局 議案第 6 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員 当該農地には昭和 27 年頃から建物がありました。狭小地なので利用状況調査で見つけることができませんでした。昭和 27 年以降、当該農地は耕作されておらず倉庫として使用しており、農地への復元は難しいと思います。問題ないと判断しました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

池田委員 建物が建っていたら、農用地としてはわかりにくいと思います。特に、地籍調査の進んでいない場所は仕方ないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 5 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について)

(閉会)

議長 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了

しました。

令和7年3月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
	署名委員	藤田 和久	印
	署名委員	織田 利治	印